

知事が指定した船舶が使用できる施設の指定（平成14年岩手県告示第690号）の一部を次のように改正する。

平成21年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	施設の 種類	施設の 名称	施設の所在地	漁港名	施設の 種類	施設の 名称	施設の所在地
[略]				[略]			
田老漁港	泊地	東防波 堤横泊 地	<u>下閉伊郡田老町字青砂里</u> 地先のうち別図に示す延 長20メートル及び幅員20 メートル	田老漁港	泊地	東防波 堤横泊 地	<u>宮古市田老字青砂里</u> 地先 のうち別図に示す延長20 メートル及び幅員20メー トル
	泊地	作業船 泊地	<u>下閉伊郡田老町川向</u> 地先 のうち別図に示す延長80 メートル及び幅員30メー トル		泊地	新港南 泊地	<u>宮古市田老字川向</u> 地先の うち別図に示す延長6メ ートル及び幅員30メート ル
	泊地	河口泊 地	<u>下閉伊郡田老町野原</u> 地先 のうち別図に示す延長50 メートル及び幅員5メー トル		泊地	作業船 泊地	<u>宮古市田老字川向</u> 地先の うち別図に示す延長80メ ートル及び幅員30メート ル
[略]				[略]			
種市漁港	泊地	岸壁横 泊地	<u>九戸郡種市町第22地割</u> 字 <u>外久保</u> 地先のうち別図に 示す延長40メートル及び 幅員10メートル	種市漁港	泊地	岸壁横 泊地	<u>九戸郡洋野町第22地割</u> 字 <u>外久保</u> 地先のうち別図に 示す延長40メートル及び 幅員10メートル
	泊地	西防波 堤横泊 地	<u>九戸郡種市町第22地割</u> 字 <u>外久保</u> 地先のうち別図に 示す延長40メートル及び 幅員20メートル		泊地	西防波 堤横泊 地	<u>九戸郡洋野町第22地割</u> 字 <u>外久保</u> 地先のうち別図に 示す延長40メートル及び 幅員20メートル
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。